

近世イギリスにおけるフォレスト村落と共同地

酒 井 重 喜

国王はその大権を用いて一定地域をフォレストに指定した。それは「緑と肉」すなわち樹木とシカの保護を目的とするものであった。「森の住民」は、フォレスト内におけるシカの自由な行動を甘受し、樹木伐採・家屋建築・開墾などに厳しい規制を受けた。その対価として、住民は採木権や放牧権などの共同権を認められた。フォレストにあってはそれ以外の地域に比して潤沢な共同地があった。共同権を行使する広大な場があったのである。16世紀以降、農民的耕地囲い込み(統合化)と領主的牧羊囲い込みに象徴される農業改良が進展した。非フォレスト村落におけるいずれの囲い込みも、その共同地を狭小なものにし、共同地に生計を依存していたものは流離していった。流離した貧民は、フォレスト村落における潤沢な共同地と共同権に引きつけられ、そこに流入した。本稿でとり上げるノーサンプトンシャーのフォレスト村落も多くの移入民を抱え、かれらは土地なし小屋住として共同地・共同権を生計の糧とした。グロスターシャーのディーン・フォレストの製鉄業のような産業がなかったため、かれらには雇用口が用意されておらず、そのため共同権への依存は一層強いものであった。折しも、国王は財政政策としてフォレストの抜本的活用を目指し、旧来のフォレスト役人は弛緩したフォレスト・システムでの役得確保に余念がなく、広大な森林地を国王から授与された有力地主はその私的活用によって収益の確保を図った。在来のものと新来のものを含む「森の住民」は、国王・役人・地主の新たな改革が共同権を侵害するものとして反発した。この共同権擁護の実態は、「森の住民」の守旧的怠情によるものなのか進取的改革を目指したものなのか。本稿はこの見極め難い問題を解くための前提を整理するものである。

一. フォレスト村落への非フォレスト村落からの貧民流入

(1) フォレスト村落における厚い貧困層

モートン(J. Morton)は、1712年に、ミッドランドに位置するノーサンプトンシャーにおけるフォレスト村落の特徴は、他の村落に比べて人口が多く、それはフォレスト内の共同地の存在による、と指摘している。¹⁾ その指摘より数十年前の1670年の炉税台帳に基づいて、ペティット(P. A. J. Pettit)は、次のように言っている。ノーサン

プトンシャーにおける非フォレスト村落の66%が人口250人を超えていないが、フォレスト村落で250人以下のものは45%であり、また、フォレスト村落の30%に当たる12の村落では人口が450~1000人であり、総じてフォレスト村落が非フォレスト村落より人口が多い。平均値をとると非フォレスト村落は200人であるのに、ロッキンガム・フォレストの村落で290人、ウィットルウッドとサルシの両フォレストの村落で300人である。²⁾ このようなフォレスト村落と非フォレスト村落の人口差は、16・7世紀における前者への移入民の多さによると考えられる。フォレストへの移入民は、その生計をフォレスト内共同地の利用によって立てる望みを持って移入した。したがって、在来のフォレスト住民よりも一層貧困であったと思われる。ロッキンガム・フォレストにおける1524年の世俗補助税査定から、ペティットは、次の事実を明らかにしている。34人が年収が780ポンドであるのに対して、302人が1ポンド以下である。3~4ポンドと査定された中位の住民が21%に過ぎず、1~2ポンドとされたものが47%も占め、免税対象となった者は30%であった。少数の富裕層がいるのに対して、中位の住民層が薄く、貧困層が多数を占めていることが窺える。貧富の格差の存在が歴然としており、小屋住や賃金労働者などの貧困者が大きな層をなしていた。フォレスト村落の人口が相対的に多く、それが貧困者の厚い層の存在によるもので、それは他地域からフォレスト村落に流入し小屋住として定着したものと考えられる。

1577年に、ロッキンガム・フォレストの司法官(トーマス・トレシャム、エドワード・ワトソン)と樹木官(トビー・ホートン)は、該フォレストのコピス地の検分をした際次のような指摘をおこなった。³⁾「近年、いかがわしい認可によって、種々の多くの人々がフォレスト村落に流れ込んでいる。そして通常1人のテナントが住む家に2~3人のテナントが入り、そのため社会に利益のない種々の多くの人々を抱えている。」また、相当数の小屋が近年に建てられ、また多くの自由保有者と膳本保有者がその馬小屋や納屋を貧民用の家屋に転換している、との指摘もおこなっている。同フォレスト内のキングスクリフでは、その人口約1,000人の内多くのものが移入民で膳本保有者からの施しで生計を立て、フォレスト法が禁ずる「浸食」に当たる

1) J. Morton, *The Natural History of Northamptonshire* (1712), p.22. ノーサンプトンシャーのフォレストについて注2)で示すペティットの研究のほか次を参照。武暢夫「イギリス革命期の御料林、林野地域における農民運動(1)(2)」『富大経済論集』17-3, 18-1(1972), 21-8頁; 篠塚信義「フォレスト、王領、そして農村工業」世良晃志郎編『ヨーロッパ身分制社会の歴史と構造』(1987年), 所収, 500-11頁。

2) P.A.J. Pettit, *The Royal Forest of Northamptonshire: A Study on Their Economy, 1558-1714*, *Northamptonshire Record Society*, 23 (1968), pp.141-2. 炉税について、酒井重喜『近代イギリス財政史研究』(1989年), 第3章参照。

3) Pettit, *op. cit.*, p.143.

無許可の建築物を建てていた。同じくブリッグストックでも、17世紀に入って繰り返し無許可建築の禁止令が出されたにもかかわらず「浸食」が進んだことを調査官が明らかにしている。ゲディングトンでは、不法な小屋建築について23件の告訴がなされた。非フォレスト村落でも荒蕪地での小屋建築は見られたが、フォレスト村落でのその数が際だって多かった。⁴⁾ 1670年の炉税台帳は課税者と免税者とを示しており、ロッキングム、ウィットルウッド、サルシの各フォレストにおける免税者率は44%で、非フォレスト村落のそれはそれより低い35%であった。ここからも、フォレスト村落では移入者が小屋住となってより多くの貧困層を形成していたことが窺われるのである。⁵⁾

(2) 農業改良と人口移動

フォレスト村落に多数の移入者がいたということは、二つのことを意味していよう。周辺地域に過剰人口が生まれたことと、フォレスト村落が流入民に生計手段を提供したことである。ノーサンプトンシャーは、16世紀の観察者リーランドによって、「すばらしい穀物畑と放牧地」に満ちた実り豊かな平野地方とされ、人口稠密で農耕が盛んな穀作州であった。ロンドンの市場から遠く、穀価も低かったにもかかわらず、穀作への熱意は強く、開放耕地農業の桎梏を破るために、保有地の統合や穀草式農法(レイ・ファームिंग)⁶⁾を取り入れていた。穀作を拡大する「農民の貪欲さは、囲い込みをする(領主)に劣ることはなかった」とペティットは言っている。穀作への熱意はさらに高じて、種々の共同地(芝地 greensward, 尾根道 ridgeways, 枕道 headlands, 鋤き残し地 balks)などにまで耕作を広げた。放牧地は切り詰められ家畜の飼育にも圧迫が加えられた。開放耕地村落における種々の共同地への耕作拡大を制限し、切り詰められた共同放牧地で放牧する羊の数を制限する必要に迫られる程であった。人口が稠密で穀物需要が多く、しかも肥沃な土壤に恵まれて穀作への意欲が強かったノーサンプトンシャーでは、各種の共同地が耕作地に転換され、共同放牧のための(荒蕪地を含む)土地が狭小になっていた。「ノーサンプトンシャーは切り取るべき芯も剥くべき皮もないリンゴ」のように共同地が狭小なものになっていた。⁷⁾ ただ、こうし

4) R. Lennard, Rural Northamptonshire under the Commonwealth, in *Oxford Studies in Social and Legal History*, (ed.) P. Vinogradoff, Vol. V (1974), pp. 49・50, 81.

5) Pettit, *op. cit.*, p. 145. Appendix, iv, table no. xxii-xxiv.

6) 吉岡昭彦『イギリス地主制の研究』(1967年), 23頁。同書の178頁に「『森林開発』disafforestation」という文言が入っているが、吉岡氏には国王大権によるフォレスト指定と近世に入ってからその解除の独自の問題性に対する視角はないように思われる。国王によるフォレストの財政的利用と中間領主の私的開発との齟齬や「森の住民」の共同権がフォレスト指定の対価であった面は視野の外にある。

7) T. Fuller, *The History of the Worthies of England* (1811), quoted in Pettit, *op. cit.*, p. 146.

た共同地狭小化は非フォレスト村落でのことであり、フォレスト村落には広大なフォレスト内荒蕪地が存在し、そこでは無制限に近い共同権が得られた。

ノーサンプトンシャーは、人口が稠密で穀物需要が多いため穀作への意欲が強く、耕地の統合化（農民的囲い込み）が進むとともに、各種の共同地にまで耕作が拡大された。下からの耕作のための農民的囲い込みは、耕地を牧羊地に転換する上からの領主的囲い込み以上に人口減少をもたらした、とペティットは述べている。

1635年の時点で、ロッキンガム・フォレストの南方のプロートンの教区牧師をしていたジョセフ・ベンサムは、囲い込みと牧羊地への転換がより合理的で生産的な土地利用であるとする議論を否定し、「村を破壊し、物乞いや乞食を生み出す・・・恐ろしい囲い込み（をする）ものたち」を非難する説教をおこなっている。ベンサムは続けて次のように述べた。⁸⁾ 囲い込みは「国家を消耗させる呪うべき狂気じみたものである。なんとなれば、農場家屋は朽ち、農民は小屋住や羊飼いとなって、他所に移住地を求めざるを得なくなっている。」「古くからの信頼できる人」は、近隣の衰退した囲い込み村落では大きく減少し、3~4の耕地に36~7人がいるばかりである。

耕作地を牧羊地に転換する領主層による牧羊囲い込みの進展によって、人口減少さらには「廃村」がもたらされ、1549年のケットの乱や1607年の中部の反乱はともに、耕地の放牧地への転換と共同地・共同権の剥奪に反対する農民一揆であったとされている。⁹⁾ 領主的牧羊囲い込みは、ノーサンプトンシャーでは人口減少と「廃村」という重大な事態をもたらしたが、その囲い込み面積は意外に小さく、なお開放耕地が存続し、18世紀の議会的囲い込みによって全地域の50%が囲い込まれている。¹⁰⁾ しかし、ノーサンプトンシャーを含む東部ミッドランドは、もとより人口稠密であったため、18世紀の囲い込みに比して小規模であったとはいえ、領主的牧羊囲い込みによる人口減少は社会問題としてより刺激的であった。1607年に、ノーサンプトンシャーについて、国家は最適人口を定め、すべての過剰人口を「戦争か植民地」に送り込むべきという提案が出されている。¹¹⁾

元来、非フォレスト村落は、フォレスト村落が有しているような潤沢な荒蕪地や共同放牧地を持っていなかった。その上、囲い込みによって追われることになった者は

8) Joseph Bentham, *The Christian Conflict* (1635), quoted in Pettit, *op. cit.*, p.147.

9) 吉岡昭彦『地主制の形成』（1957年）、143-48頁、富岡次郎『イギリス農民一揆の研究』（1965年）、第7・8章。ノーサンプトンシャーでの「廃村」について次を参照。M.Beresford, *The Lost Villages of England* (1954), pp.365~71. 1635~8年における合意による囲い込みの際に支払われた同州の「囲い込み示談金」は、全国で3番目であったとペティットは述べている。Pettit, *op. cit.*, p.147. これは基本的に領主による牧羊囲い込みではなく農民による耕地統合の囲い込みのことを指していると思われる。

10) Pettit, *ibid.*, p.147.

11) 'A Consideration—touching Depopulation', in W.Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce*, ii, 898. 富岡『前掲書』555-6頁にノーフォークにおける逃亡農民が新たに付いた職業（織布工・仕立屋・鞣皮業・馬具工・靴屋・鍛冶屋・大工）が示してある。

生計手段を求めて村落からの流離を余儀なくされた。かれらに雇用口を与える産業がなければ、結果としてフォレスト村落の小屋住となる以外になかった。

農耕地拡大のためのものと牧羊地拡大のためのもののいずれの囲い込みも、共同地を削減することで「過剰」人口を生んだ。「過剰」人口に雇用を提供する産業が存在しておれば別であるが、浮浪者や乞食群にならないのであれば、潤沢な共同地を有するフォレストに移入しそこで最後の生計手段を見出すほかなかった。事実として、フォレスト村落における小屋住の層が膨らんでいった。

二. フォレスト村落における耕地と放牧地

(1) フォレスト村落における囲い込みと開拓地

農民的耕地囲い込みと領主的牧羊地囲い込みのいずれもが、農民にとって不可欠の共同地・共同権を奪うもので、囲い込み村落からの人口の流離を生んだ。ただ、囲い込みは非フォレスト村落に集中してなされ、フォレスト村落では相対的に少なかった。ベレスフォード (M. Beresford) は、森林地帯で「廃村」となった村落はほとんどなく、それはフォレスト村落が人口減少に対して「予防接種」をしていたからである、と述べている。レナード (E. M. L. Leonard) やゴナー (E. C. K. Gonner) は、広大な森林の存在自体が囲い込みを遅滞させたとしている。¹²⁾ フォレスト村落が囲い込みを「予防」されたのは、森林の存在自体によるとともに、土地利用の変更を禁ずるフォレスト法の規制を受けていたことにもよると思われる。¹³⁾

フォレスト村落が非フォレスト村落に比して囲い込みを免れた理由は、フォレスト法の規制や頑なな自由保有者の存在によることが考えられるが、より決定的要因は、森林地帯の村落固有の農業構造にあるというのがベレスフォードの見解である。フォレスト村落の農業形態は、非フォレスト村落の耕作農業とは異なったものであった。一般の非フォレスト村落に比べてフォレスト村落では耕地と放牧地のバランスがより良好で、追加的な放牧地も開放耕地の囲い込みによることなく得られた。耕地と放牧地が対立的でなく、必要な放牧地は耕地を犠牲にすることなく比較的容易に得ること

12) Beresford, *op. cit.*, pp. 229-34; E. M. Leonard, 'The Inclosure of the Common Fields in the Seventeenth Century', *T. R. H. S.*, 2nd Ser., xix (1905), p. 137; E. C. K. Gonner, *Common Land and Enclosure* (rep. 1969), pp. 111-3.

13) フォレスト村落の囲い込みは若芽保護のためのコピス地の囲い込みが代表的であった。ペティットは、フォレスト村落でも小規模な囲い込みは放免され、またフォレスト村落の開放耕地であっても、それがフォレスト境界の外にある場合はフォレスト法の規制を受けなかったとしている。また自由保有者の存在が囲い込みの障碍となったことにも否定的である。ただ、自由保有者が20~25%を占めていたウィットルウッドではそれが障害となった事もありえた。大半の村落が有力な貴族・ジェントリの支配下にあったロッキンガムではそういうことはなかった。Pettit, *op. cit.*, p. 148.

ができた。耕地を囲い込んで放牧地にすれば、まさに「土地清掃」がなされ農民は追い出されることになる。放牧地を容易に拡大することができれば耕地を犠牲にすることはない。このことが非フォレスト村落から追放された流民を海綿のように吸収する余力をフォレスト村落に与えたのである。

フォレストには、森林地・コピス地・開放耕地・開放牧草地 (plain, ridding)・囲い込み牧草地 (lawn, laund)・荒蕪地・開拓地 (assart) などがあり、森林地以外のものは、何らかの形で樹木を伐採した平地であった。そこが耕地として利用されることは少なく多くは放牧地として利用された。コピス地は、幾本かの樹木を残して他の樹木を地面近くで伐採してその後につひこばえや小枝を建築用材や燃料として利用するものであった。このコピス地が、若芽の保護期間を除いて共同の放牧地として利用することができた。ブレインやローンと呼ばれた草地は、開放のままのものと囲い込まれたものの違いはあるがとともに放牧地として利用された。

また、フォレスト村落は、その居住形態が散在的で、非フォレスト村落に比べてより広大な荒蕪地を有しており、そこを放牧地として利用し得た。開拓地についても、そこが耕地化された場合もあるが、多くは放牧地にされた。ノーサンプトンシャーの場合、中世の開拓地の名残である小囲い地が、森林と開放耕地の間に少なからず存在していた。この小囲い地は、4フィート以上の柵で囲うことは法によって禁ぜられていたが17世紀には守られることはなく、この小囲い地が放牧地にされた。中世起源のものばかりでなく、近年フォレストから「浸食」された開拓地もまた、耕地とされたのは少なくそのほとんどが放牧地ないし牧草地であった。¹⁴⁾ ウィットルウッド・フォレストで開拓地としたものが、シルバーストーン村の南・西方向にあり、またポタースパリ村が同フォレストで浸食開拓した土地では、その110エーカーを富農と思われるフランシス・クレインが1637年に取得し、その内4エーカーだけが耕地とされていた。ポタースパリ村には、ほかに12カ所にわたって総計65エーカーの開拓地があり小農民によって放牧地として利用されていた。開拓地は、フォレストからの開拓が中世起源のものも近年のものも、多くが放牧地として利用され僅かに耕地とされたものは開放耕地に組み込まれた。¹⁵⁾

(2) 過剰放牧と有料放牧

猟場官その他のフォレスト役人が収入補填のため、私的目的で放牧地やコピス地を

14) 1605年から16年にかけて、オットー・ニコルソンが政府の委任を受けて大々的に開拓地摘発のための調査をおこなったが、それも開拓地が放牧地として利用されたことを示していた。酒井「王有林貸出・売却と『開拓地』摘発」熊本学園大学論集『総合科学』17-2、17-26頁。Pettit, *ibid.*, p.149; Lennard, *op. cit.*, p.94.

15) Pettit, *op. cit.*, pp.149・50.

放牧地として利用し、自己の牛馬・豚・羊を権限以上に「過剰放牧」することがあったが、この行為も一般住民の倣うところとなった。囲い込み牧草地(ローン)は、本来シカのための干し草を確保するための非共同地であったが、獵場官はそこに権限以上の数の家畜を放牧した。ウィットルウッド・フォレストでは、10頭の牛と15頭の馬をウェイクフィールド・ローンで飼うことが、ベイリフの伝統的役得として認められていたが、1670年代にベイリフを勤めたトーマス・キングストンは、これを超えて40~60頭の牛を飼って肉屋に販売して利益を得ていた。獵場官ないしベイリフと思われるロバート・バナスター卿は、1637年にシュロウブ・ローンで100頭の家畜を飼って告発を受け、また多くの獵場官が管轄のローンで養兔場を設けて営業をしたという事例がある。¹⁶⁾

囲い込み牧草地(ローン)は、そこで狩獵官が私的利用によって利益を得たばかりでなく、それを越えてより広く活用された事例が、ロッキンガム・フォレストのピーンフィールド・ローンで見られる。同ローンはクリストファー・ハットン卿に対してその単純封土権が「過剰放牧権」とあわせて授与された。ハットンはここから三種の利益を得た。第1に、同ローン内の三つの囲い地を又貸しして賃貸料を年51ポンド余を得た。第2に、同ローン内の牧草を干し草にしたものを近隣農民に15ポンド余で販売。第3に、同ローンで雌牛を1頭あたり週1シリングで有料放牧させ、1648年には84ポンド、49年には97ポンドを得た。同ローン管理につきハットン家が負担した経費は12ポンドに過ぎなかった。ただ、ローンにおける有料放牧の利用は、ロッキンガム・フォレストの農民と小屋住にとっても有益であった。同フォレスト内のコティングトン村の26人の村民は、各々1頭から5頭の雌牛の有料放牧を利用していた。利用したのは大牧羊業者ではなく農民と小屋住であった。17世紀の末になっても牛などの有料放牧は続けられたが、次第に牧草の売却の方が収益性が高くなった。同ローンは、1~3エーカーの小区画に分割され、その牧草がエーカー当たり15~23シリングで売却された。1699年に、近隣村落(ウェルドン・コービー・グレイトオークリ・ウィルバストン・ミドルトン)の90人以上の村民に牧草が売られている。1718年に、ハットン家が同ローンのフォレスト指定解除を請願したとき、「公的調査(inquisition)」がなされ同ローンにおける国王の権利がエーカー当たり僅か4ペンスであるとされた。1720年には、同ローンのフォレスト指定解除がなされた。ハットン家は同ローンを放牧地・牧草地として維持し、村民に貸与してその羊や牛の放牧と牧草売却で収益を得た。¹⁷⁾

16) Pettit, *ibid.*, p.150, n.4. トレシャムによる兔販売について次を参照。M.Finch, *The Wealth of Five Northamptonshire Families* (rep.1966), pp.75・6.

17) Pettit, *op. cit.*, pp.150・1. エーカー当たり4ペンスという国王の権利とは、フォレスト指定解除の示談金に相当するものと思われる。

ロッキングラム・フォレストのピーンフィールド・ローンの事情は、王有狩猟園の事情と近似していた。過剰放牧権付きで狩猟園を名目的地代で有力者に貸与し、それが放牧地を求める村民に又貸しされた。17世紀にノーサンプトンシャーの大半の王有狩猟園は指定解除 (disparking) され、それとともに樹木は伐採除去され王有シカも除かれて同地の利用法は自由になった。その際、耕地化されることはなく放牧地として利用された。フォレスト村落における放牧地は、狩猟園指定解除によっても追加供給されたのである。同フォレストのクリップフェ狩猟園は、16世紀末に大蔵卿パーリ卿に授与され、その後狩猟園指定解除がなされ、樹木が除かれて分割して牧草地にされた。ウィットルウッド・フォレストのポウラスパリ狩猟園は、1639年に指定解除がなされ放牧地にされ11人の農民に分割貸与された。全体として、フォレスト指定解除ないし狩猟園指定解除によってローンや狩猟園の利用法の自由が容認されたが、耕地化されることは少なく放牧地として村民に分割貸与されることが多かった。フォレスト村落の場合、非フォレスト村落のように放牧地を増やすために開放耕地を囲い込む必要がなかった。耕地囲い込みによって住民追放や「廃村」を引き起こす必要はなかった。フォレスト村落では、フォレストにおける放牧地の潤沢な供給のため、非フォレスト村落に比べて遙かに牧草と穀物の均衡が安定していた。村民は、フォレストにおけるコピス地・荒蕪地・開拓地・囲い込み牧草地(ローン)さらには旧狩猟園における(有料放牧権を含む)共同権の行使によって放牧地の不足に悩むことはなかった。このことが、非フォレスト村落から流離した貧民がフォレスト村落に引きつけられ流入する誘因であった。

三. フォレストにおける共同地

(1) 共同放牧権

フォレスト住民はフォレスト内で種々の共同権を享受した。これは国王のシカがフォレスト内で自由に行動することを住民が甘受することの対価であった。領主の土地貸与と農民の貢租上納という封建的双務関係とは違った大権的双務関係とでも呼ぶべきものである。フォレスト住民が享受した権利は、採木権 (estover) と放牧権であった。¹⁸⁾ 前者には、家屋建築用材取得権 (housebote) ・燃料用材取得権 (firebote) ・柵

18) 「森の住民」の共同権はシカの自由行動の対価であり、封建的農民が領主に供出する地代や賦役の対価として享受する採木権・放牧権とは近似しているが異質と思われる。とりわけ、有料放牧権はフォレスト固有のものと思われる。また「森の住民」には封建領主と農民の双方が含まれると考えられ、農民ばかりでなく領主もまたフォレスト内共同権の享受者であったと思われる。封建制末期に農民が地代免除と保有地の私有化が認められる「農民解放」は、その裏面に共同地が領主によって私有化されという「領主の解放」あった、すなわち双務関係の解消があったとされる。飯田恭「農民による『木材権』保持闘争」『2009年度政治経済学・経済史学会秋期学術大会

用材取得権 (haybote) などがあった。採木権の行使は居住するフォレストに限られその役人の監督を受けた。後者には、有料放牧権 (agistment)・豚放牧権 (pannage)・共同放牧権 (common-of-pasture) 等があった。マンウッドは有料放牧について次のように説明している。中世のフォレスト管理において各フォレストには4人のアジスターが置かれ、かれらは「国王の森林と土地に不断に精勤し、フォレスト内のすべての住民の家畜 (beasts and cattle) の受入をおこなう。住民はフォレスト内の共同放牧可能な家畜についての共同放牧権を有料で有する。」¹⁹⁾ 国王は、アジスターを配置してフォレスト内の王有地で住民の家畜の有料放牧をし収益を上げた。アジスターはまた、秋口に森林に住民の豚を入れドングリ (acorns) やブナの実 (mast) を食わせて料金をとった。これは住民から見て豚放牧権の行使であった。²⁰⁾ 3番目の共同放牧権によって、牛と馬の放牧が許された。²¹⁾ フォレスト村落に古くからの住民は、その耕地や家屋に付属する (appendant, appurtenant) ものとしてフォレスト内の荒蕪地に共同放牧権を有した。これらの共同権は、国王のシカがフォレスト内で自由に行動することを甘受し、開墾・建築・伐採に制約を受けるというフォレスト法の諸規定を遵守することの対価であった。しかし、在来の土地 (および家屋) 所有者ばかりでなく新来の小屋住もフォレスト内共同権を事実上享受し得た。

以上のようなアジスターが管理するフォレスト内放牧のあり方は、16・7世紀までにノーサンプトンシャーでは変容し、猟場官がアジスターに取って代わり、豚放牧は行われはしたが国王の利益のための有料放牧は見られなくなった。代わりに、耕地付属の共同放牧権が拡張され、それは従来の荒蕪地に限らず、開放草地 (plains, riding) や (7年の若芽保護期間後開放された) コピス地にまで拡張された。ただ、それらの土地で放牧できるのは、住民 = 共同権者が自己の土地で冬季に維持できるだけの数に限るという原則はあった。²²⁾

総会報告要旨」60, 61頁。フォレストのばあいその指定解除によって、国王はその特権を失うが住民の共同権を排除し、住民は幾ばくかの土地配分とその処分・用途の自由を得て、共同地・共同権を喪失するという双務関係の解消がなされることになる。これを「森の住民の解放」と「国王の解放」とすることもできよう。飯田氏の場合、ドイツの現実を受けて「領主の解放」とは異種の「国王の解放」が示されることはない。

- 19) Pettit, *ibid.*, p.152. フォレスト内共同地の法的側面について次を参照。W.S.Holdsworth, *History of English Law*. iii, 143; M.John Manwood, *A Treatise of the Laws of the Forest* (rep.2003), chapters, 11 (agistment), 12 (pannage), 14 (common), 15 (drift).
- 20) 豚銀 (swine silver) について次を参照。酒井「チャールズ一世のフォレスト法復活とその示談」『熊本学園大学経済論集』17-3・4, 108頁。
- 21) Pettit, *op. cit.*, pp.152-3.
- 22) couchant and levant rule については次を参照。酒井「17世紀初期イギリスにおけるフォレスト法解除」『海外事情研究』36-2 (2009), 6頁。ノーサンプトンシャーの三つのフォレストにおける共同放牧期間はそれぞれ次のようであった。ロッキングガム・フォレスト; 4月29日~11月11日, サルシ・フォレストの6村落; 5月1日~11月22日, ウィットルウッド・フォレストの「内村 in-towns」; 4月5日~11月11日, 同「外村 out-towns」5月4日~9月25日。いずれの場合も「柵月」中は排除された。Pettit, *ibid.*, p.153.

1575年のロッキングガム・フォレスト内のキングスクリフエのスワニモウト裁判で作成された調査官および司法官に対する指示書は次のようであった。共同権者にドングリのしかるべき割当をしその後女王用に取り置くべきものを決め、豚放牧日を決めるために森林を調査すること。共同権を持たないものがフォレスト内隠れ場に入れたらならないこと。豚はその年に屠殺されること。豚はすべて1カ所にまとめられること。クリスマス料理用子豚をつれた雌豚は放牧されてならないこと。小屋住が豚を放牧したときは1頭あたり3シリング4ペンスの科料を科すこと。獵場官は必要なときは「駆り集め drift」をすること、ただし15日に1日以上はしないこと。共同権者の牛馬には村落別の焼き印を押すこと。焼き印を押した牛馬を囲いに入れるときは20時間以内に当該村落に通知すること。共同権者は自分以外の家畜を放牧してはならないこと。羊が隠れ場に入ることは禁ぜられること。4才以上の雄の食用子牛の放牧は禁ぜられること。フォレスト内隠れ場で飼料を供さないこと。耕地と隠れ場との間の柵を維持し、そのための用材は樹木官または獵場官の指定したものに限定すること。コピス地内でのドングリの収集と牧草の刈り取りは禁ぜられること。²³⁾ このような指示がスワニモウトで出されたことは、共同放牧権と豚放牧権を秩序化する試みであったと思われる。しかし17世紀には、森林地の国王から私的地主への譲渡もあり、また共同権を自治的に管理すべきスワニモウトも十全でなく、フォレスト・システム自体が衰微するという中で、フォレストにおける共同権は国王のフォレスト役人(獵場官など)と住民と私的領主が相互にせめぎ合うなかで行使された。

(2) 無制限の共同地

フォレスト内村落の共同地とフォレスト外の村落の共同地との違いは大きかった。15世紀末以降の人口増の圧迫を受けて、非フォレスト村落では共同地利用に制約がかけられていった。マナー裁判所あるいは教会の集まりで、共同地や刈り跡地での共同権者の家畜放牧数に制限が加えられた。これとは対照的に、フォレストの共同地は、17世紀までにその管理は弛緩したものになっていた。ロッキングガム・フォレストのナッシングトン村は、フォレスト内共同地でのあらゆる種類の家畜の放牧を求め、アベソープ村は、羊を夜間フォレストに入れ翌朝連れ出すことを習慣化していた。同フォレスト内のドゥリフィールド・プレインとノーサンプトンシャー・プレインのような開放牧草地では、羊の共同放牧がなされていた。豚は一群にしてフォレスト内に入れられた。フォレストから遠く離れた村落もフォレストに豚を入れた。牛の放牧も事実上制限がなかった。コピス地の柵は堅固なものでなく牛馬はその若芽を自由に食べた。²⁴⁾

23) 24) Pettit, *ibid.*, pp. 153・4.

既述の通り、獵場官自身がフォレスト内共同地の度を越した私的利用を行っていた。ロッキンガム・フォレストの獵場官は1561年に、囲い込まれたコピス地に放牧権料(pannage)を取って豚を入れ込んだことを告発されている。同フォレストのゲディングトンのコピス地に、獵場官ロバート・ブランデルが多くの豚を入れ込んで若芽を食べさせている(1702年)。1650年頃ウィットルウッドの獵場官は、フォレストから遠く離れた村落の牛馬をフォレスト内共同地で有料放牧させていた。

パウエアラー代理をしていたジョン・モーガンは、1597年に、ロッキンガム・フォレストのベイリフであるエドワード・モンタギュに、獵場官が若芽期のコピス地に牛馬を放牧していることを告発し、共同権者が獵場官の悪行に倣うであろうと上申している。しかしこのジョン・モーガン自身が僅か5年後に獵場官となって他の獵場官とともに同じ違反行為をして告発されているのである。共同権者は獵場官の悪行に倣って自由に放牧をおこない、またフォレスト外のものの家畜の放牧も続いた。

獵場官が率先し共同権者がそれに倣った「過剰放牧」を規制し、他所者の家畜を排除するための方法は、「駆り集め」であった。駆り集めて家畜の所属・所有者を確認するために家畜に焼き印を押さなければならなかった。焼き印を押されていない家畜も少なくなく、また「駆り集め」に必要な囲い(pound, pinfold)を持っていないかあるいは不備なものであることもあった。ブリッグストック村の司法官は「公的調査」の結果として、「(囲いは)荒廃して完全に朽ちている。これによって、領域に不法侵入した他所者の家畜を追いやるができない。」と言っている。²⁵⁾「駆り集め」の有効な実行こそ、過剰放牧や違法放牧を防ぐために必要であった。獵場官自身が過剰放牧をしたり他所の家畜を入れて有料放牧をさせるなどの不当行為をしていたため、「駆り集め」は狩獵官とは独立にしかも司法官の承認なしに村落の自治行為として行われることもあった。ロッキンガム・フォレストのグレイト・オークリの住民は、1617年から自らの共同権擁護のために自主的に「駆り集め」をしたが、獵場官の妨害を受けることがあった。住民は「口汚い暴言を吐き、鍬と矛で武装した4人を含む5人の男を従えた獵場官ウィリアム・ジョーンズから襲撃された。」²⁶⁾

25) この隠れ場(covert)はとくにシカのためのもので他の動物が入ること(およびその飼料を入れること)が禁ぜられた。「駆り集め」についてのジェームズの説明は次の通りである。中世において、フォレスト内に共同権を有するものは、その範囲内で家畜と馬(cattle and horses)を放牧(graze)することが認められた。この権利を保護する手段が取られなければならなかった。権利侵害は次の3つであった。1. 承認された数を超える動物を放牧する(depastured)こと。2. 共同権を持っていないものがその動物を放つ(turn out)こと。3. 共同放牧用(commonable)でない、すなわちフォレストに入ることが許されない動物がそこで放牧(graze)されること。この動物の中には羊や山羊も含まれる。規則を厳正に執行するために特定日にフォレストにいるすべての動物が、その所有者確認のため一定場所に「駆り集め(driven or drifted)」られる。通常、「駆り集め」が行われるのは、9月29日～10月14日である。N.D.G.James, *An Historical Dictionary of Forestry & Woodland Terms*, p.52.

26) Pettit, *op. cit.*, p.155.

フォレストにおける「無制限の共同地 (unstinted commons)」の存在はフォレスト住民の生計にとって不可欠のものであった。しかし、牧草は無限にあるわけではなく、夏の終わりには食い尽くされていた。村落が自主的に「駆り集め」をして所有者と所属地を点検したのは限りある牧草の確保のためであった。また村民は、猟場官の過剰放牧・有料放牧の不当性を告発するとともに、隣村との間で牧草地確保の争いをした。

(3) 近隣村との共同地をめぐる抗争

1635年にホランド伯によってフォレスト境界の拡大がなされ41年の長期議会の「フォレスト確定法」で境界が23年時点のものに戻された。35年にフォレスト再指定 (reafforestation) を受けて41年に指定解除 (disafforestation) された村落は、国王のシカ保護の義務を解除されたが、35年のフォレスト指定で獲得した従前のフォレスト内共同地の利用権は「41年法」で保証された。ロッキングガム・フォレストのバルウィック、グラップソーン、サウスウィック、スタニオン、サドバラの各村はこれに当たる。こうした指定と解除を慌ただしく経験した村落が解除後もなお旧フォレスト内に共同権を有することは、35年以前からフォレスト村落であった「真正フォレスト村落」にとって不愉快なことであり、村落間の反目の種となった。

非フォレスト村落 (フォレスト外村落) とフォレスト村落の共同権をめぐる反目や対立が、フォレスト境界の変動によって生じたが、それとは別に、フォレストの内と外の村落の間の相互乗り入れ権、文字通りの入会権があって、その運用をめぐる軋轢が生ずる場合があった。「隣地共同権 common by vicinage, common pur cause vicinage」は、とくに複数の村落の境界にある荒蕪地での放牧を相互に承認し合った場合の共同権である。²⁷⁾ この隣地共同権が、隣接するフォレスト村落と非フォレスト村落の間でも発生することがあった。ロッキングガム・フォレストに隣接するディーン村はその森林地と荒蕪地が、同フォレストとの間で柵によって遮断されていなかった。ディーンの借地農は、自分たちの家畜がフォレスト内に越境して牧草を食むことを慣習的権利として享受していた。この「越境共同権 common-of-escape」を享受する対価として、ディーンの有地主トーマス・ブランデル卿は、フォレストに越境した家畜に付き年に半マーク (wood mole, hound silver) をフォレスト役人に支払っていた。²⁸⁾ ブランデル卿の借地農も、フォレスト内の池の清掃作業などを行っていた。このようにフォレストの内と外で隣接する村落間に互恵的な関係があった。しかし、1608年にフォレスト村落 (グレットンとコービー) から、ディーンの前借地農がフォレスト内共

27) 開放・混在耕地制のもとでの刈り跡放牧や牧草地での共同放牧も隣地共同権に当たるが、ここでは複数村落の入会を指す。新井嘉之作『イギリス農村社会経済史』(1977年)、43・4頁。

28) Pettit, *op. cit.*, p. 156. ブランデル卿はディーン、ディーンソープ、カービーのフォレスト指定解除示談金として400ポンドを支払っている。cf. *ibid.*, p. 90.

同地に侵入しているとの告訴がスワニモウトになされた。この訴訟を司法官は「正義ではなく悪意にもとづく」と批判したが、フォレスト村落の住民は、「ディーンを含むいくつかの村落が、正義と慣習に反して共同地を利用し(フォレスト住民)の共同権が侵害され制約を受けている」と反論した。ブランデル卿も、ディーンの家畜がフォレストに入ることがないように同村が維持しうる数を制限するように訴えられたが、これを拒否している。ディーンの村民が長らく享受してきた「越境共同権」を否定することになるとというのが拒否する根拠であった。ただ、この訴訟の結末は不明である。²⁹⁾

フォレスト共同地の存在は、改良主義者から見れば、フォレスト法解除と囲い込みによって消滅されるべき存在であった。逆に、フォレスト住民の保守主義は、これに抵抗し共同地の存続を願った。ゲディングトン狩猟場の分割が俎上に上ったとき(1721年)の改良主義者の「主張」は次のようであった。フォレスト共同地を管理するためには家畜の「駆り集め」という煩勞が伴う。共同地では、隣人による追い出しや他所者による損傷や富裕農民の多量の家畜による圧迫が見られる。フォレスト内の放牧は不衛生になりがちである。森林地自体が損傷を受ける。囲い込みをすることで村落は狩猟獣による耕地の荒廃を免れる。村民がすでにシカを排除している場合は、シカの自由行動の対価としての共同権の妥当性がなくなる。共同権は樹木や狩猟獣を荒廃損傷するための口実になっている。共同権で貧民は生計手段を見出し、その子供は勤勞ではなく怠惰に流される。³⁰⁾

(4)「共同地は怠惰の温床」

フォレスト法解除と囲い込みを支持する改良主義的議論は、共同権者の保守主義からは受け入れがたいものであった。フォレスト共同地の存在は「森の住民」にとって不可欠のものであり、決して怠惰の温床ではなかった。サルシ・フォレスト、ハックルトンの地主エドワード・オズボーンの一借地農は耕地を86エーカー持っていたが放牧地と牧草地はわずか6エーカーであった。別の借地農は65エーカーの耕地と3エーカーの牧草地、さらに別の借地農は52エーカーの耕地と4エーカーの牧草地であった。耕地と放牧地・牧草地の割合がこのようであってみれば、フォレスト内の共同地での共同権は必要不可欠であったことが理解されるのである。³¹⁾

29) 30) Pettit, *ibid.*, pp.156-7. ランカシャー、ロッセンデイルにおける村落共同体相互間の境界争い(とそれが上昇農民のブルジョア化を意味したこと)について次を参照。飯沼二郎・富岡次郎『資本主義成立の研究』(1960年)、236-7頁。

31) フォレスト内の共同権・共同地の存在は、改良の妨げで怠惰の温床なのか不可欠の生計・生産手段なのか。囲い込みと共同権の対立は、改良と怠惰の対立を表象するものなのか。あるいは、地主的近代化と農民的近代化の対抗の表象なのか。16・7世紀の農民一揆で必ず訴えられる共同権擁護は、後ろ向きの保守主義なのか前向きの農民的改良を意味するのか。富岡氏はランカシャー、ロッセンデイルについて次のような指摘をしている。「共同地の境界を決定し、共同体的諸権利を確保しよう『共同体擁護運動』は・・ブルジョア化を展開しようという新しい傾向が含まれていたことを忘れてはならない。」飯沼・富岡『同上書』237頁。

共同権者がフォレストで共同放牧できる家畜数はどれほどであったのか。もし冬季に維持しうる、すなわち越冬させることが可能な家畜数を各共同権者に割当てられたとするなら、その保有地の3エーカーに1頭の割当がなされたことになる。しかし、多くの村民は制限なき共同権 (common without stint) を求めた。ロッキングガム・フォレストのクリッフェ・ベイリフ区の富裕な有力農民 = 共同権者は、18世紀初めまでに、春期に大量の家畜を買い込んでフォレストで放牧し、冬季にそれを売り払って大きな利益を得ていた。³²⁾ 耕地を保有する農民にとってフォレスト内の共同放牧は不可欠のものであったが、土地を保有していない小屋住の場合はなお一層不可欠の生計手段をなしていた。土地保有農が割当数を超える家畜をフォレストで放牧していたのであるなら、土地を持たないすなわち農耕をしない小屋住も多くの家畜を放牧していたであろう。1550年に、クリッフェ・ベイリフ区のナッシングトンでは同地にある320頭の家畜 (beasts) ・80頭の雄牛・800頭の羊の半数を小屋住が所有していた。同地の査察官は次のように言っている。「(小屋住は) 家畜に依存して怠惰に暮らしているので、どんな労働にも熱意を示さない。村落 (town) の農民 (husbandmen) と同様に、各小屋住はフォレスト内に3頭の雌牛と10頭の羊を共同地 (village lands) に有し得るという規程数以上の家畜を持っていないものは52名的小屋住にはほとんどいない。」同区のアペソンについても査察官は次のように述べている。無制限の共同放牧は「小屋住の怠惰と極貧」を助長しており、「賄賂や樹木窃盗や柵破壊が処罰されないままにされるというフォレストにおける生ぬるさは、村々にならず者や怠け者が多数いることの唯一の理由である。」³³⁾ フォレストの管理が弛緩し、小屋住の無制限の共同放牧が放置された。無制限共同放牧が住民の怠惰を生んだとしようかどうかの判断は留保するとしても、それが非フォレスト村落から流離したものがフォレストに引きつけられ移入してくる誘因になったことは間違いない。

小屋住がフォレストで放牧する家畜を制限なく有したのは、上のクリッフェ区の事例に止まらなかった。1635年、リトル・ウェルドンの労働者リチャード・サットン は8頭の豚をフォレストに有し、コービーの労働者トーマス・ビーバーは50頭の羊を有していた。18世紀の初め、クリッフェ・ベイリフ区の貧民は、遠方から牛を持ち込みそれをフォレストで有料放牧し、豚放牧 (pannage) 期用に購入した豚を森林地に有していた。こうした労働者や小屋住など「度し難い大衆」が森林を毀損し、樹木を揺らして販売用にドングリを収集した、と言われていた。同区が1796年に囲い込みされた時、土地なし小屋住の多くがなおフォレスト内の共同権を主張した。³⁴⁾

邪な獵場官と人口の圧迫と村落間の対立は、フォレスト内共同地の秩序ある運用を困難にした。さらにスワニモウトの停止はフォレスト管理の弛緩を決定的なものにし

32) 33) 34) Pettit, *op. cit.*, pp. 157-8.

た。樹木とひこばえの荒廃は進むばかりであった。しかし、フォレスト内共同地は不可欠のものとしてあり続け、家畜放牧は盛んになされた。このことが非フォレスト村落からの移入者を海綿のように吸い寄せた。

(5) 非農業的雇用と移入民

フォレスト内の共同地が、フォレスト村落の大きな人口を保ち、さらには非フォレスト村落からの移入者を吸い寄せた。雇用口としては、木材販売に関わるものが考えられるが、ノーサンプトンシャーでは、それ以外の非農業的雇用は多くなかった。³⁵⁾

コピス地の管理には人手が必要であった。若芽保護期間に囲い込まれたコピス地の管理に僅かばかりのコピス保護官が雇用された。ノーサンプトンシャーの場合、給与はコピス地当たり年額 13 シリング 4 ペンスで、王有林全体で年額わずか 60 ポンドであった。コピス地にするために伐採された樹木の販売にさいして、買い手自身が伐採したためそれを専業とする雇用を生み出すことはなかった。コピス地の若芽保護のための柵作りには臨時的雇用が必要であり、柵 1 本当たり 8 ペンスから 1 シリングが支払われた。その外、小屋・門・狩猟園の柵などの修理のための労働が必要であったが、鍛冶屋・大工・土建屋などの専門的職業を必要とするほどではなかった。コピス・ひこばえのほかに材木・燃料材・朽ち木も売却されたが、これも伐採と運搬を買い手自身がおこない特別の雇用を生むことはなかった。ただ、海軍用その他の公共事業用の木材の伐採と運搬には相当の雇用が生まれた。グリフィン・キングなる人物は 1655 年に、ロッキンガム・フォレストのクリッフェ・ベイリフ区のスールヘイで年給わずか 3 ポンドでコピス保護官をし、コピス地で家畜を飼って生活補充をしていたが、半世紀後その息子はスールヘイの海軍用木材を扱って同区内ワンスフォードの有力な材木商人となったという事例がある。³⁶⁾

森林にかかわる産業として木材販売のほかでは炭焼き業があった。木材販売とは競合する面もあったが、ひこばえが小分けされて炭焼き用に販売された。コピスは柵・柵用杭・移動式編み垣 (hurdle)・燃料などの目的別に仕分けされて販売された。その他、製紙業やろくろ細工や皮なめし業への原料販売があった。皮なめし業は小規模な家族経営で営まれており、オークの樹皮は 1 ロード当たり 6 シリングで売られ、ノーサンプトンシャーの王有林のオークの樹皮販売の総額は 50 ポンドであったと言われていた。しかし、同州での王有林の譲渡 (授与・下賜) が進んだため、木材販売とと

35) ノーサンプトンシャーのフォレストとは対照的に、ディーン・フォレストでは製鉄業の発展と関連して種々の非農業的職業が人口の多くを占めていた。B. Sharp, *In contempt of All Authority* (1980), pp. 185-6. 酒井重喜「前期スチュアート朝のディーン・フォレスト — 製鉄利権貸出と共同権擁護 —」『経済論集』第 19 巻第 3・4 合併号 (2013 年) 参照。

36) 37) Pettit, *op. cit.*, pp. 160・1.

もに樹皮販売も増えクリフエ・ベイリフ区だけで1650-61年に年額75ポンドの売り上げがあった。皮なめし業は17世紀末までに一層発展しケタリング、ブラックリ、バッキングラムなど近隣の市場町に展開した。その外、死亡したシカが婦人用帽子製造業者に販売されることもあった。スールヘイの猟場官であったロバート・ブランドネルは、近隣の市場町オウンドルの帽子製造業者にダマジカの皮を販売していた。雄ジカは7シリング6ペンスで、雌ジカは3シリング9ペンスであった。³⁷⁾

フォレストに依存した手工業や諸産業が17世紀に成長し雇用機会が増えたことは否めない。しかしそれは決して急角度のものでなく、フォレスト村落における人口増に見合うものではなかった。フォレストに依存した産業の発展が非フォレスト村落の小屋住の流入を促したのでなく、逆に人口流入が各種産業の形成を促し、「18世紀の紡績業」の成長に寄与したとペティットは述べている。³⁸⁾

フォレスト村落が、その広い共同地ゆえに、非フォレスト村落から流離した土地なし小屋住を吸い寄せた。吸い寄せられた小屋住はフォレストの共同地で牛や豚を飼うことができた。燃料もフォレスト内で「拾う」ことができた。非フォレスト村落では、燃料として豆の茎・泥炭・牛馬の糞を用いるか別途購入しなければならなかった。小屋住にとって、フォレスト村落で樹木が手の届くところにあり、許しを受けた上で小枝や粗朶を手に入れることもできた。しかも、「1インチ認められると1ヤード取った」といわれるくらい違反行為が常態化していた。違反行為に手を焼いていたサルシンの保護官は次のように言っている。「近隣の種々の村落から来た大量の貧民は粗朶拾い(stickgatherer)と呼ばれ、該フォレストのひこばえを長きにわたって駄目にしてきたことは衆知のことであり、本年には当地のひこばえを破損し細切りにし根こそぎにするという非道を行っている。直ちに実効ある対策を打たねばひこばえが完全に駄目になってしまうであろう。その数が多く不法で無茶なので、かれらを正すことはできない。」³⁹⁾ さらに、住居もない流入貧民がその住宅を造るためにフォレストを毀損しているという報告も政府になされていた。フォレスト内共同地での放牧、無料の燃料、密猟、(ナッツ、ベリー、蜂蜜などの)採集、臨時の働き口などが土地なし小屋住の口を糊した。このような生活スタイルが勤勉ではなく怠惰を生み無頼漢を生むと

38) Pettit, *ibid.*, p.162, cf. pp.148, 171. 富岡氏の次の指摘は示唆的である。「ロッセンドイルでは、16世紀末に自治的村落共同体を確立したとき、村落民はすでに国王より共有地を借り受け、個別利用に移っていたが、確立直後の17世紀初頭には、王室財政の深刻な危機を利用して、国王より共有地を購入し、村落民に分割した。こうして、ロッセンドイルの村落共同体は、17世紀初頭という比較的早期に内部より完全に解体した。・・・村落共同体の早期にして、かつ完全な内部解体のなかから大量に創出された独立自営の分割地農民こそ、イングランドで最も典型的な農村毛織物工業を繁栄させたチャンピオンであった。いいかえると、中世において開放耕地制度が欠如し、そして、村落共同体の弱かった非荘園的王領森林地帯という特殊な後進地帯の中から、イギリス農村毛織物工業が最も典型的に発展してきたわけである。」飯沼・富岡『前掲書』268頁。

39) Pettit, *op. cit.*, p.162.

いう懸念は絶えなかった。査察官ノーデンは、フォレストは「ますます怠惰や乞食や不信心や神や国王への不敬を生む見にくい怪物である」と言い切っている。この事実は全否定できないであろう。しかしこれらフォレスト内貧民が新しい毛織物業を初めとする産業の担い手となる道はなかったのかと問わねばならない。「猛々しく強壮な種族とは、フォレストの民のことである」とも言われていた。⁴⁰⁾

小 括

フォレストは、国王のシカ（とその棲み家としての樹木）を保護することを目的として国王大権をもって設けられた中世的制度であった。フォレストの住民は、シカ（と樹木）の保全に協力する見返りとして放牧権や採木権などの共同権を与えられてそれらを楽しみ行使していた。

16世紀、とりわけ17世紀前半に、財政封建制の一環としてフォレストの財政的活用がはかられるようになった。議会課税は非経常費についてだけ議会に求め得るといふ原則が、チューダー朝では曲がりなりにも維持されていた。しかし、スチュアート朝になって、経常費の膨張とそれを賄う「国王私財」の減価によるギャップを埋めるために、経常費（国王歳入）についても直截に議会税が求められるようになった。これが議会から反発されたため（「大契約」の失敗）、自ずと旧来的「国王私財」の増収策がとられるようになった。そこで俎上に上ったものの一つがフォレストの活用であった。

「シカと樹木の保護」を本来の目的とするフォレスト制度が、財政目的に利用されることになった。財政封建制の諸政策はいずれも、「法の人為的で無原則で冷笑的な操作、擬似合法的試行」をその特徴としていた。ジェームズ1世は、渋々ながらもそれに諾意し、フォレスト法の厳格適用による科料収入の増収策をすすめ、チャールズ1世はより積極的に、フォレスト法の解除によるフォレストの抜本的改良と流動化をはかるとともに、フォレスト境界を拡大したうえでその解除のための示談金を徴収するという刺激的な政策をとった。フォレスト法の厳格適用による科料徴収の典型は、オットー・ニコルソンによる「開拓地」の摘発であり、フォレスト法の拡大摘用と示談による解消はエア裁判首席判事ホランド伯によって遂行された。いずれも「森の住民」の既得権を侵すものとして反発を受けた。それは中世的国王大権の「不快な痕跡」として理解され、フォレスト内の富者も貧者もともに反発し、長期議会によっ

40) Pettit, *ibid.*, p. 163. n. 32; J. St. John, *Observations on the Land Revenue of the Crown*, p. 168, Appendix II, *Norden's Project for the improving some of his Majesty's Forest, Parks and Wastes, presented to Sir Julius Caesar*.

て1641年に制止された。

16世紀から17世紀は、その後の産業革命で明確化する、「樹木と木材」から「石炭と鉄」への経済的基礎の転換の準備期であった。しかし、ノーサンプトンシャーにおける王有林政策は、財政政策ではあっても、この転換を促進するものではなかった。ディーンでのように製鉄業が興されることはなかった。ロッキンガム、サルシ、ウィットルウッドの各フォレストは、コピス地の維持と伐採による住民の日常的燃料の供給源としてあり続けた。木材となるオークはフォレストに再生しうる限度より低い水準で利用され、それは17世紀中葉まで続き、ミッドランドのなかにあつては海軍造船所が頼りにしうる唯一のものであつた。

ブリテンでは初期の定住時代から鬱蒼たる森林地の存在が特徴的であつたが、ノルマン・コンクエスト以降、その多くが国王によってフォレスト指定され、それを管理するフォレスト法が同地の経済発展の足かせとなつた。ノーサンプトンのフォレストは、改良が進められる肥沃な同州の中で相対的に後進的ポケットをなしていた。フォレストは、フォレスト指定解除と囲い込みがなされるまで、ただ種々の閑職を提供する狩猟場としてあつた。しかし、そのフォレストにおいても放牧は広く行われた。フォレスト内に放牧地が潤沢にあり、住民には共同(放牧)権が認められ、中世的狩猟園の利用もなされた。フォレスト法の制約や放牧地のひろがりというフォレストの改良抑止的性格のために、フォレスト村落における囲い込みは遅滞した。他方、非フォレスト村落では、圧倒的に開放農耕地であつたのが改良的混合農業への転換を遂げつつあつた。その中でより改良的な地主や農民の出現が見られるとともに、少なからぬ農民の追放と流離があつた。流離したものは、フォレスト村落が提供する密猟や臨時的仕事、さらに安価な燃料や広大な共同地に引き寄せられた。フォレスト村落が提供する潤沢な生計補助手段が土地なし貧者の流入を招いたのである。しかもフォレスト法とそれによる管理は杜撰で弛緩したものであつたため、土地なし貧民の活動は放免され、しかも狩猟官等のフォレスト役人は法執行よりも私益の追求に余念がなかつた。加えて、国王によるフォレスト内諸特権の授与などの近視眼的政策が、フォレスト内の諸利害の錯綜をもたらした。これらがともに森林地の合理的で収益性のある改良を阻んだ。

(2012.7.5)

Forest Village and its Commons in Early Modern England

Shigeki SAKAI

Royal forests, in which forest law had a restrictive influence on their economic development, were created in order to protect 'vert and venison' in medieval times. Until disafforestation and enclosure, Northamptonshire forests remained relatively backward pockets in a fertile county which was being efficiently managed through enclosure by both landlord and farmer. As such they afforded honorific offices and royal sport. Pastoral farming was facilitated by abundant forest pastures, such as lawns, plains and assarts, and by common rights which were allowed in return for observing forest law. The total effect was to delay the enclosure of open-fields in forest villages. In consequence they served as places of refuge for the displaced population from the surrounding non-forest villages; stickgathering, casual labour, cheap fuel and forest commons enabled the growing numbers of poor in forest villages to supplement a poor living.